



人事・労務に役立つ NEWS LETTER 事務所通信

4
2024

発行: 社会保険労務士法人 上町労務

〒540-0026 大阪市中央区内本町 2-3-8-201

TEL: 06-6948-6098 FAX: 06-6948-6096 e-mail: and26360@nifty.com

重要

令和6年度の雇用保険の保険料率 前年度と同率(据え置き)

令和6年度の雇用保険の保険料率は、令和5年度の率と同じで決定いたしました。

令和6年度の雇用保険の保険料率

●令和6年度の雇用保険の保険料率と負担の内訳

内 訳 事業の種類	雇用保険率	失業等給付・育児休業給付の料率	
		被保険者負担分	事業主負担分
いわゆる一般の事業	1,000分の15.5 (1,000分の15.5)	1,000分の6 (1,000分の6)	1,000分の6 (1,000分の6)
			1,000分の3.5 (1,000分の3.5)
			計 1,000分の9.5 (1,000分の9.5)
いわゆる農林水産業 清酒の製造の事業	1,000分の17.5 (1,000分の17.5)	1,000分の7 (1,000分の7)	1,000分の7 (1,000分の7)
			1,000分の3.5 (1,000分の3.5)
			計 1,000分の10.5 (1,000分の10.5)
いわゆる建設の事業	1,000分の18.5 (1,000分の18.5)	1,000分の7 (1,000分の7)	1,000分の7 (1,000分の7)
			1,000分の4.5 (1,000分の4.5)
			計 1,000分の11.5 (1,000分の11.5)

() は令和5年度の率

★雇用保険に関する保険料のうち、雇用保険二事業に充てる部分は、その全額を事業主の方々が負担しており、助成金の主な財源になっています。助成金についても、令和6年度に向けた新しい情報が徐々に公表されることになると考えられます。必要なものについては、適時お伝えするようにします。

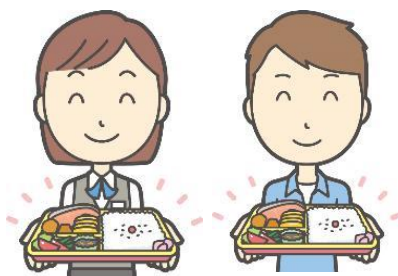
施行済みの改正

「令和6年度の現物給与の価額」が決定

健康保険、船員保険、厚生年金保険及び労働保険においては、現物給与の価額を厚生労働大臣が定めることとされていますが、現物給与の価額をより現在の実態に即したものとするため、食事で支払われる報酬等に係る現物給与の価額が改正されました。

適用は、本年(令和6年)4月1日からとなります。

⑨ 今回は、住宅で支払われる報酬等に係る現物給与の価額については、改正はありません。



次ページへ続く

……………現物給与の価額（令和6年度）／食事で支払われる報酬等に係る現物給与の価額の一部……………

赤字が改正箇所 （単位：円）

都道府県名	食事で支払われる報酬等				
	1人1月当たりの 食事の額	1人1日当たりの 食事の額	1人1日当たりの 朝食のみの額	1人1日当たりの 昼食のみの額	1人1日当たりの 夕食のみの額
1 北海道	23,100	770	190	270	310
2 青森	22,200	740	190	260	290
3 岩手	22,200	740	190	260	290
4 宮城	22,200	740	190	260	290
5 秋田	22,500	750	190	260	300
6 山形	23,400	780	200	270	310
7 福島	22,500	750	190	260	300
8 茨城	22,200	740	190	260	290
9 栃木	22,500	750	190	260	300
10 群馬	21,900	730	180	260	290
11 埼玉	22,500	750	190	260	300
12 千葉	22,800	760	190	270	300
13 東京	23,400	780	200	270	310
14 神奈川	23,100	770	190	270	310
15 新潟	22,800	760	190	270	300
16 富山	23,100	770	190	270	310
17 石川	23,400	780	200	270	310

★本年4月から、一部の府県を除き、食事で支払われる報酬等に係る現物給与の価額が改正されます。現物給与として処理している食事代等がある企業では、改正の有無（改正がある場合はその金額）を必ずチェックしておく必要があります。お声かけくだされば、令和6年度の現物給与の価額の一覧表をご用意いたします。

要 確 認

労基法の協定届等の本社一括届出の範囲が拡大

令和6年2月23日から、1か月単位の変形労働時間制に関する協定届などについても、本社一括届出が可能となりました。ポイントを確認しておきましょう。

……………1か月単位の変形労働時間制に関する協定届などの本社一括届出のポイント……………

令和6年2月23日から、新たに本社一括届出の対象となった手続は、次の6手続です。

- ・ 1か月単位の変形労働時間制に関する協定
- ・ 1週間単位の変形労働時間制に関する協定
- ・ 事業場外労働に関するみなし労働時間制に関する協定
- ・ 専門業務型裁量労働制に関する協定
- ・ 企画業務型裁量労働制に関する決議
- ・ 企画業務型裁量労働制に関する報告

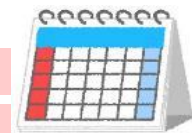
これらの協定届等は、本来であれば、事業場単位でそれぞれの所在地を管轄する労働基準監督署に届け出る必要がありますが、次の条件を満たす場合には、本社において各事業場の協定届などを一括して本社を管轄する労働基準監督署に届け出ることが可能となりました。

<本社一括届出が可能な要件>

- 電子申請による届出であること
- それぞれの手続について、一定の項目を除き記載内容が同一であること
- 事業場ごとに記載内容が異なる項目については、厚生労働省 HP 又は e-Gov の申請ページから Excel ファイル「一括届出事業場一覧作成ツール」をダウンロードし、内容を記入して添付すること

確 認 36 協定届、就業規則届、1 年単位の変形労働時間制に関する協定届は、すでに本社一括届出が可能とされています。

★詳しい要件については、気軽にお尋ねください。



**お仕事
カレンダー
4月**



4/10

● 3月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

4/15

● 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出期限

4/30

- 3月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 2月決算法人の確定申告と納税・8月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 3月・8月・11月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
- 労働者死傷病報告（1月～3月分）の提出期限

◆あとかぎ◆